

令和6年度奈良市中小企業伴走型支援事業業務委託 プロポーザル審査項目及び審査基準表

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	点数	小計	比率	対応様式・添付資料
実施方針	①業務理解度	本業務の目的及び市内中小企業の抱える課題を適切に理解したうえで提案された企画となっているか	5	5	5%	様式4-1
業務の実施体制・遂行能力	②人員配置	業務量に見合った人員を配置しているか。実績のあるコンサルタントを配置しているか。即時・柔軟に対応できる体制を確保しているか。	5	20	20%	様式4-2
	③工程計画	業務の遂行にあたって効率的かつ実現性の高い工程計画となっているか。	5			様式4-2
	④国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社・公団・事業団等）からの受注実績	令和6年3月31日までに完了した、同種の業務実績が豊富にあるか。支援内容が被支援企業のその後の経営改善につながる等、過去の業務実績が効果的かつ魅力的なものであるか。	5			様式4-2
	⑤業務遂行能力	事業実績や財務諸表等から提案された事業の実施が可能である。	5			様式3-1、様式3-3、様式4-3、添付資料、見積書
企画提案書	⑥評価テーマ1 「デザイン経営を通じた市内エコシステム創出に係る企画及び実施」	潜在的なデザイン経営の手法を必要とする事業者の発掘及びデザイン経営を通じた市内産業の高付加価値企業を生み出す好循環（エコシステム）を創出させるような提案内容となっているか。	10	10	10%	様式5（1）
	⑦評価テーマ2 「コラボレーション創出を促す場の提供」	本事業で関わりのある事業者同士で、ビジネス上のコラボレーション創出を促すことができる提案内容となっているか。	5	5	5%	様式5（2）
	⑧評価テーマ3 「被支援事業者の募集、審査、決定」	支援を希望する事業者（被支援事業者）の募集について、事業の魅力や内容が伝わる効果的な広報手段となっているか。	5	10	10%	様式5（3）
		市内中小企業から支援するに相応しい将来性があり、かつ地域に根差した企業を選定できるよう適切な選定基準を提案できているか。	5			様式5（3）
	⑨評価テーマ4 「伴走型支援によるコンサルティングの実施」	経営改善に資する新たな経営計画を策定できるよう、デザイン経営を実践するために必要となる知識・方法などを習得させる内容となっているか。	5	15	15%	様式5（4）
		市内中小企業の抱える課題に向き合い寄り添った伴走型支援による、きめ細かなコンサルティング内容となっているか。	10			様式5（4）
	⑩評価テーマ5 「経営計画書・事業計画書作成支援」	自社の存在意義を見直し、自社にしか生み出せない価値を顧客に提供できるよう、自身の強みやビジョン等を整理し経営計画に反映できる支援内容となっているか。	10	15	15%	様式5（5）
		計画書の作成において、被支援事業者が事業終了後に自走することが可能で、将来的に新たな商品・サービスの創出へとつながり、経営が改善されるよう具体的に支援できる内容になっているか。	5			様式5（5）
	⑪評価テーマ6 「支援の経過・成果の広報」	取組の過程や結果を効果的に発信することにより、追隨してデザイン経営を取り入れる企業を生み出し、市内事業者の高付加価値化を図ることができる発信イベント等となっているか。またエコシステムの創出に係る企画と併せて実施することで、事業内において相乗効果が生まれるものとなっているか。	5	5	5%	様式5（6）
⑫評価テーマ7 「商品・サービス創出の支援」	本業務委託事業で作成した計画のもと、被支援事業者の新たな商品・サービスの創出を後押しできるよう、各機関との連携や橋渡しが可能か。	5	5	5%	様式5（7）	
⑬独自性	提案内容に独自性や新しい視点を取り入れられており、奈良という地域性を活かしたものになっているか。	5	5	5%	様式4および5	
業務に対する姿勢	⑭説明能力・意欲	論理的かつ簡潔に説明・回答しているか。知識・経験に裏付けられた説得力があるか。本業務に対する意欲が感じられるか。	5	5	5%	様式3-2

合計点 100

## 【採点および選考方法】

- 審査員が書類審査およびプレゼンテーション審査の内容を個別採点方式により評価し、審査員全員の合計点数で順位付けします。（応募者多数の場合は、書類審査により上位者を選出し、上位者に対してのみプレゼンテーション審査を実施する場合があります。）
- 審査員の合計点数が同じ場合は、加重科目（上表の下線部）の合計得点が上位の者を選定します。
- 審査員の全員が「特に劣っている」（10点項目における2点、5点項目における1点）と評価した審査項目がある者は、その合計点数にかかわらず、最下位とする。
- 審査員の過半数の採点が60点未満の場合または審査員の平均点が60点未満の場合は選考対象外とします。